

令和3年度版「管理業務主任者の知識」
正誤表（新旧対照表）

※下線部が訂正（追加・削除含む）箇所

| 正（新） | 誤（旧） |
|---|---|
| <p>P. 591</p> <p>⑧ ガス設備検査</p> <p>家庭用ガスは、ガス事業法によりガス事業者による<u>4年</u>に1回以上の、ガス消費機器の点検が義務付けられている。</p> <p>また、配管設備は区分所有者の財産であるが、ガス事業者による点検義務があり、<u>ガス事業法による通常の定期点検（敷地内ガス管の漏洩検査）も、原則4年に1回以上</u>行うこととなっている。<u>なお、この検査は無料</u>となっている。</p> | <p>P. 591</p> <p>⑧ ガス設備検査</p> <p>家庭用ガスは、ガス事業法によりガス供給事業者による<u>3年</u>に1回以上の、<u>配管漏洩・ガス消費機器</u>の点検が義務付けられている。</p> <p>配管設備は区分所有者の財産であるが、<u>ガス事業者による点検義務がある。</u></p> <p>また、<u>ガス事業法令に従いガス事業者が行う通常の定期点検（敷地内ガス管の漏洩検査）は、40</u> 月に1回行うこととなっている<u>が、この検査は無料</u>となっている。</p> |